

農薬を販売
するときは

県への届出が必要です

- ☑ 販売を開始するとき（インターネット販売も含む）
- ☑ 代表者等の届出情報を変更したとき
- ☑ 販売をやめた（販売業を廃止した）とき

届出のない販売は「農薬取締法違反」です

農薬販売届の提出方法や必要な添付資料についての詳細はこちらから ▶▶▶

宮崎県HP 農薬販売届（新規、変更、廃止）

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/nogyofukyugijutsu/kense/shinse-todokede/0603008.html>



農薬登録がないのに

農薬の疑いのある資材

「疑義資材」に注意しましょう



疑義資材の例

農薬登録がされていないのに、

- 「虫がよりつかない」、「病気によく効く」等、農薬効果を暗示する表現が、容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述によって表示・説明されている
- 容器等のデザイン・形態が**市販されている農薬と同じ印象**を与える
- 使用方法として対象病虫害、使用時期、使用回数、希釈倍率等の**農薬の用法用量とみなされる表記**がなされている
- よく虫が死ぬなど、農薬の**有効成分が含まれる疑い**がある

**疑義資材に関する情報は
県にお知らせください**

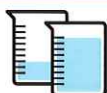


問合せ先

宮崎県 農政水産部 農業普及技術課 環境保全担当 TEL 0985-26-7134

特に農薬購入前と農薬調整前には
登録内容をよく確認しましょう

- ☑ 適用作物
- ☑ 適用病害虫
- ☑ 使用方法
- ☑ 使用回数
- ☑ 散布液量
- ☑ 希釈倍数・使用量
- ☑ 同成分を含む農薬の総使用回数 等



- 希釈の計算ミスに注意しましょう
- 「トマト」と「ミニトマト」のように間違えやすい作物に注意しましょう

農薬の登録内容
をよく**確認**



使用場所や周辺の状況に
十分配慮しましょう



- 防除機器・散布装置の**機能や性能を正しく理解**しましょう

- 周りに**影響の少ない天候や時間帯に**使用しましょう



農薬使用時は
周囲に配慮

農薬は適正に使用し
事故を未然に防ぎましょう

！事故・被害を起こさない為の対策



- 散布時は防除衣や手袋、農業用マスク、ゴーグルなど**保護具を着用**しましょう

- 散布器具はよく洗い洗淨液は適切に処理しましょう

- ほ場毎、作物毎に**農薬の使用履歴を**(散布日、農薬名、希釈倍数、散布液量等)**記帳**しましょう



- 農薬は誤飲等を防ぐためペットボトルなどの**飲食品の空容器への移し替えは厳禁**です



- 農薬は**施錠できる**専用の保管場所で保管しましょう



- 土壌くん蒸剤を使用する場合は**被覆を行い、安全確保を徹底**しましょう

